

保証協会の保証付き融資をご検討されている方へ  
相談窓口寄せられたよくある質問

令和2年3月24日 20:00時点

※ 新型コロナウイルスに係る中小企業対策に関する経営相談窓口寄せられたよくある質問をまとめたものです。相談窓口にお電話される前にまずはこちらをご一読下さい。  
内容は順次更新していきますのでご留意下さい。

問1 セーフティネット保証5号の指定業種の追加はありえるか。

答 現在も業種ごとの業況調査を行っており、今後も業種ごとの状況を見ながら適宜追加を行うことを想定しています。

問2 セーフティネット保証5号の令和2年4月1日以降の対象業種はどうなっているか。

答 経済産業省のHPでご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008.html>

問3 セーフティネット5号の今次追加業種の選定方法・調査方法は。

答 2月下旬から、信用保証協会の保証対象となる業種を所管する全省庁に対して新型コロナウイルス感染症による業況に係る緊急的な調査を依頼しています。

今次追加業種は、業況が悪化していることが明らかであり、早々に追加指定する必要がある業種を指定したものです。

問4 セーフティネット保証5号の指定業種の調べ方はどのように行えばよいか。

答 指定業種の調べ方は「日本標準産業分類」の検索システムにて、業種に関するキーワード等を入れて検索してください。

「日本標準産業分類」<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

なお、事業者が営んでいる事業が具体的にどの業種に該当するかの判断は、認定を行う市区町村が行います。

問5 セーフティネット保証・危機関連保証は個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）でも利用できるか。

答 ご利用頂けます。

問6 社団法人や財団法人、NPO法人は信用保証の対象となるか。

答 社団法人や財団法人は対象になりません。

一方で、NPO法人は信用保証の対象となります。NPO法人はセーフティネット保証、危機関連保証の利用が可能です。

問7 第3セクターは信用保証の対象となるか。

答 第3セクターであることをもって保証の対象から除外されることはありません。その業態が株式会社であり、中小企業信用保険法に規定する中小企業の定義に当てはまるならば、保証対象となり得ます。

問8 セーフティネット保証・危機関連保証は民間の金融機関融資で利用できるか。

答 ご利用頂けます。

なお、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発公庫の融資には使えませんが、商工組合中央金庫（商工中金）からの借入についてはご利用頂けます。

問9 認定申請書の様式はこれまでと異なるのか。（4号、5号、危機）

答 セーフティネット保証は、従来の様式と同じです。

なお、セーフティネット保証5号については、新型コロナウイルス感染症の影響が2月以降に顕在化していることに鑑み、一定の期間は認定基準について「最近1ヶ月間の売上高等の前年比、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等の前年同期比」と運用緩和しています。

危機関連保証は、専用の様式ですが、内容はSN保証4号のものと概ね同様であり、認定手続きについても同様です。

問10 認定申請はどこで出来るのか。（4号、5号、危機）

答 事業者が所在している市区町村です。

具体的には、法人の場合には登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人の場合は事業実態のある事業所の所在地にて認定申請を行うことが可能です。

認定申請書の様式についても、各市区町村にお問合せください。

問11 セーフティネット保証、危機関連保証はいつまでに申込みをすればよいのか。

答 セーフティネット保証4号及び5号の指定期間は市区町村への認定申請が可能な期間です。また、認定書の有効期間は発行日から30日となります。なお、認定書の有効期間は、認定申請が可能な期間を超えても発行日から30日は有効です。

危機関連保証は指定期間内に市区町村への認定申請が必要であると共に、融資実行まで行っていただくことが必要となります。両者の指定期間は取扱いが異なるため、ご注意の上、ご活用ください。